

世羅事務所告示第 1 号

世羅町水道事業における給水停止取扱要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

広島県水道広域連合企業団世羅事務所長 和泉 秀宣

世羅町水道事業における給水停止取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 21 号。以下「条例」という。）第 41 条第 1 号の規定に基づき水道料金等の滞納に係る給水停止処分を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第 2 条 広島県水道広域連合企業団債権取扱規程第 4 条による。

(給水停止の範囲)

第 3 条 広島県水道広域連合企業団世羅事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に該当する者に対して、給水停止予告通知書（様式第 1 号）により通知するものとする。ただし、所長が特別な事情があると認めた場合については、この限りでない。

- (1) 水道料金等を 3 期分以上滞納している者
- (2) 水道料金等の滞納が 2 期分以下の者であっても、過去において給水停止通知書により通知を受けたことがあり、悪質又は滞納常習者と判断される者
- (3) その他所長が必要と認めた者

(給水停止の執行)

第 4 条 給水停止は、給水停止通知書に記載した水道料金等滞納額を、同通知書に記載された指定期日までに納入しなかった者（以下「未納者」という。）に対し執行するものとする。ただし、所長が特別な事情があると認めた場合には処分を中止することができる。

- 2 前項本文の規定により給水停止を執行した場合は、給水停止執行通知書（様式第 2 号）により、未納者に通知するものとする。

(給水停止の方法)

第 5 条 給水停止は、量水器を撤去すること等をもって行う。

(給水停止の中断)

第 6 条 給水停止の執行中において、納付誓約書（様式第 3 号）を提出した未納者については、給水停止を中断することができる。

- 2 前項の納付誓約による納付期間は、30 日を超えることができないものとする。この場合に、誓約期間中に新たに納付期限が到来する水道料金等についても納付誓約しなければならない。ただし、所長が特別な事情があると認めた場合にはこの限りではない。
- 3 第 1 項の誓約により執行を中断した者について、誓約不履行の場合には、給水停止通知書により再給水停止執行することができる。この場合に、第 1 項による給水停止の中断をすることはできない。ただし、所長が特別な事情があると認め

た場合にはこの限りではない。

（給水停止の解除）

第7条 給水停止の執行を受けた者が、原則として水道料金等滞納額を全額納入したとき又は、前条第1項の規定により給水停止が中断されている者が、残金を全額納入したときは、給水停止を解除するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

0000-00

〇〇〇〇 様

広島県水道広域連合企業団
世羅事務所 〇〇 〇〇

給 水 停 止 予 告 通 知 書

水道料金等が、次のとおり滞納となっております。つきましては、納付期限までに滞納水道料金等を納付してください。特別な事情等で納付が難しい場合は、必ず下記の問合せ先までご相談ください。

なお、納付期限までに納付されない場合は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第41条第1号の規定及び世羅町水道事業における給水停止取扱要綱により、水道料金等が完納されるまで給水を停止いたします。

すでに納付いただき行き違いがありましたら、ご了承ください。

1. 納付期限 年 月 日 ()

2. 滞 納 額 ¥ -

年 月 日 () 現在

請求年月分	滞納額	備考

3. 給水停止日 年 月 日 () 午後

※本状を持参し広島県水道広域連合企業団世羅事務所で納付してください。

※金融機関等で納付される場合は、入金後は必ず広島県水道広域連合企業団世羅事務所へご連絡ください。

※給水を停止した場合は、全額納付又は納付誓約を出されるまで開栓できません。

※給水停止によって生じる損害については、広島県水道広域連合企業団は一切責任を負いません。

問合せ先：広島県水道広域連合企業団

世羅事務所 0847-22-0533（平日8:30～17:15）

重 要：給水停止後の開栓対応は、
午後4時までとなりますのでご注意ください。

様式第2号

年 月 日

0000-00

使用者 ○○○○ 様

広島県水道広域連合企業団
世羅事務所長 ○○ ○○

給水停止執行通知書

このことについて、世羅町水道事業における給水停止取扱要綱に基づき、次のとおり給水を停止しました。

(年 月 日 給水停止予告通知済)

予告通知納付期限 年 月 日 ()

行き違いがありましたら、ご了承ください。

1. 停止日時 年 月 日 午後

2. 滞納額 ￥ -

年 月 日 () 現在

請求年月分	滞納額	備考

※給水を停止した場合は、全額納付又は納付誓約を出されるまで開栓できません。

(注：事前通知による処理のため、開栓の対応は午後4時までとなります。)

※納付の確認に時間がかかるので本状を持参し広島県水道広域連合企業団世羅事務所で納付ください。

金融機関等で納付される場合は、必ず広島県水道広域連合企業団世羅事務所へご連絡ください。

※給水停止によって生じる損害については、広島県水道広域連合企業団は一切責任を負いません。

問い合わせ先：広島県水道広域連合企業団

世羅事務所 0847-22-0533(平日8:30～17:15)

様式第3号

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
世羅事務所長 ○○○○ 様

お客様番号 —
使用者住所
使用者氏名 印
電話番号

水道料金等納付誓約書

下記の水道料金等は、私（当社）にその納付すべき義務がある未納付の水道料金等（これに付帯する徴収を含む。）債務であることを承認します。
ついては、約束の履行期限までに必ず納付し、また本日以降の水道料金等についても、所定の納付期限までに納付することを、あわせて誓約します。
この誓約の履行を正当な理由がなく怠った場合は、期限の利益の喪失を認め、全額を速やかに納付します。
前項において、履行期限の翌日から納付するまでの間、給水停止並びに法的措置をとられても異議ありません。また、給水停止処分、法的措置のために貴団が敷地内に立ち入ることを認めます。

記

1 滞納金額 円

(○年○月～ ○年○月請求の水道料金)

2 納付計画

履行期限 (停止中断後 30 日以内)	誓約納付金額 (円)	備考
年 月 日		1
年 月 日		2
年 月 日		3
年 月 日		4
年 月 日		5